

市民文化局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民文化局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、市民文化局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(職務等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、所掌事務の検討を進めるため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(庶務)

第5条 推進委員会及び作業部会の庶務は、市民生活部庶務課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則)

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

推進委員会委員

パラムーブメント推進担当課長
庶務課長
企画課長
地域安全推進課長
戸籍住民サービス課長
多文化共生推進課長
協働・連携推進課長
市民活動推進課長
区政推進課長
人権・男女共同参画室担当課長
市民スポーツ室担当課長
市民文化振興室担当課長